

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示書面)

2026 年 9 月 1 日

名古屋鉄道株式会社

2026 年 9 月 1 日

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示書面)

名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号
名古屋鉄道株式会社
代表取締役 高崎 裕樹

名古屋鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)は、株式会社めいてつカスタマーサービス(以下「めいてつカスタマーサービス」といいます。)との間で 2026 年 7 月 24 日付けで締結した吸収合併契約(以下「本件合併契約」といいます。)に基づき、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、めいてつカスタマーサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます。)を行いました。

よって、会社法の定めに従い、以下のとおり本件吸収合併に係る事後開示をいたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

本件吸収合併の効力発生日は、2026 年 9 月 1 日です。

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 差止請求手続の経過

当社がめいてつカスタマーサービスの全株式を保有していたため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

当社がめいてつカスタマーサービスの全株式を保有していたため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過

めいてつカスタマーサービスは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続の経過

めいてつカスタマーサービスは、2026 年 7 月 28 日付官報及び電子公告により、債権者に対し公告を行いました。が、所定の期間内に異議の申述はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 差止請求手続の経過

本件吸収合併は簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

本件吸収合併は簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続の経過

当社は、2026年7月28日付官報及び電子公告により、債権者に対し公告を行いました。所定の期間内に異議の申述はありませんでした。

4. 吸収合併により承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日である2026年9月1日をもって、本件合併契約の定めに従い、めいてつかカスタマーサービスの資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が事前開示書面に記載した事項

別添（めいてつかカスタマーサービスが備え置いた「吸収合併に係る事前開示書面」）のとおりです。

6. 変更の登記をした日

本件吸収合併に係る登記は、2026年9月1日以降速やかに申請する予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

当社は、めいてつかカスタマーサービスに対する貸付金1,540百万円（見込）の債権を放棄いたしました。なお、当該貸付金の放棄については、個別決算において特別損失を計上するものの、いずれも、連結決算においては相殺消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前備置書類)

2026 年 7 月 28 日

株式会社めいてつカスタマーサービス

2026 年 7 月 28 日

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前備置書類)

名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 1 号
株式会社めいてつカスタマーサービス
代表取締役 石 川 仁 志

当社は、名古屋鉄道株式会社（名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号、以下「名古屋鉄道」という）を吸収合併存続会社として、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。これに伴い、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおり、2026 年 7 月 24 日付けで合併契約書を締結いたしました。

2. 本件吸収合併の対価及び割当の相当性に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日の前日までに、名古屋鉄道が当社の全株式を取得し、完全子会社となることを予定しております。

これにより、完全親子会社間の合併となることから、本件吸収合併において、合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社に関する事項

当社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 名古屋鉄道の最終事業年度に係る計算書類等

名古屋鉄道の最終事業年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は別紙 2 のとおりです。

(2) 名古屋鉄道における最終事業年度の末日後に生じた会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

名古屋鉄道は、2026年7月24日開催の取締役会において、株式会社名鉄百貨店に対する貸付金11,520百万円（見込）及び当社に対する貸付金1,540百万円（見込）の債権を放棄することを決議いたしました。なお、当該貸付金の放棄については、前者は過年度に債務保証損失引当金を計上済のため個別業績に与える影響は軽微であり、後者は個別決算において特別損失を計上するものの、いずれも、連結決算においては相殺消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

5. 本件吸収合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

名古屋鉄道の最終事業年度における貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は以下のとおりです。また、上記4.（2）に記載の事項を除き、名古屋鉄道の資産負債に大きな変動は生じておりません。

	資産の額	負債の額	純資産の額
名古屋鉄道（単体）	1,200,674 百万円	852,747 百万円	347,927 百万円

本件吸収合併後の名古屋鉄道の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の名古屋鉄道の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収合併後における名古屋鉄道の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

なお、本件吸収合併に先立ち、名古屋鉄道が当社に対して保有する債権を放棄する予定であります。かかる債権放棄は名古屋鉄道の債務履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。

以 上

別紙1 吸収合併契約書

次ページ以降をご参照ください。



合併契約書

名古屋鉄道株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社めいてつカスタマーサービス（以下、「乙」という。）とは、両社の合併（以下、「本件合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（合併の形式）

- 第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併し、甲は乙の資産負債及び権利義務の全部を承継する。
- 2 本件合併に係る吸収合併存続会社である甲並びに吸収合併消滅会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社 甲

商号：名古屋鉄道株式会社

住所：名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

（2）吸収合併消滅会社 乙

商号：株式会社めいてつカスタマーサービス

住所：名古屋市中村区名駅一丁目2番1号

（合併に際しての対価の交付及び割当て）

- 第2条 甲は、本件合併の効力発生日の前日までに乙の全株式を取得する予定であるため、本件合併に際して乙の株主には一切の対価を交付しない。

（存続会社の増加すべき資本金等）

- 第3条 本件合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

（効力発生日）

- 第4条 本件合併の効力発生日は2026年9月1日とする。ただし、この日までに本件合併に関し必要な手続きが終了しないとき、その他止むを得ない事情があるときは甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(株主総会)

第5条 本件合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

(会社財産の引継ぎ)

第6条 乙は2026年8月31日現在の貸借対照表、財産目録、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後本件合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ、一切の財産を管理・運営するものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす事項を行う場合には、予め甲・乙協議をして、合意のうえこれを実行する。

(合併条件の変更、契約の解除)

第8条 本契約締結の日から本件合併の効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により甲もしくは乙の資産または経営状態に重大な変動が生じたときは、甲・乙協議のうえ本件合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(費用負担)

第9条 本件合併の実行に至るまでの手続にかかる費用は、甲・乙協議のうえ負担者を定める。

(管轄裁判所)

第10条 甲及び乙は、本契約から裁判上の紛争等が生じたときは、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本契約に定めなき事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲・乙協議のうえこれを決定する。

本契約締結の証として本書を1通作成し、各自記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写しを保管する。

2026年7月24日

(甲) 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社
代表取締役社長 高崎 裕樹



(乙) 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番1号
株式会社めいてつカスタマーサービス
代表取締役社長 石川 仁志





別紙 2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

第 1 6 2 期

自	2 0 2 5 年	4 月	1 日
至	2 0 2 6 年	3 月	3 1 日

名古屋鉄道株式会社

取締役社長

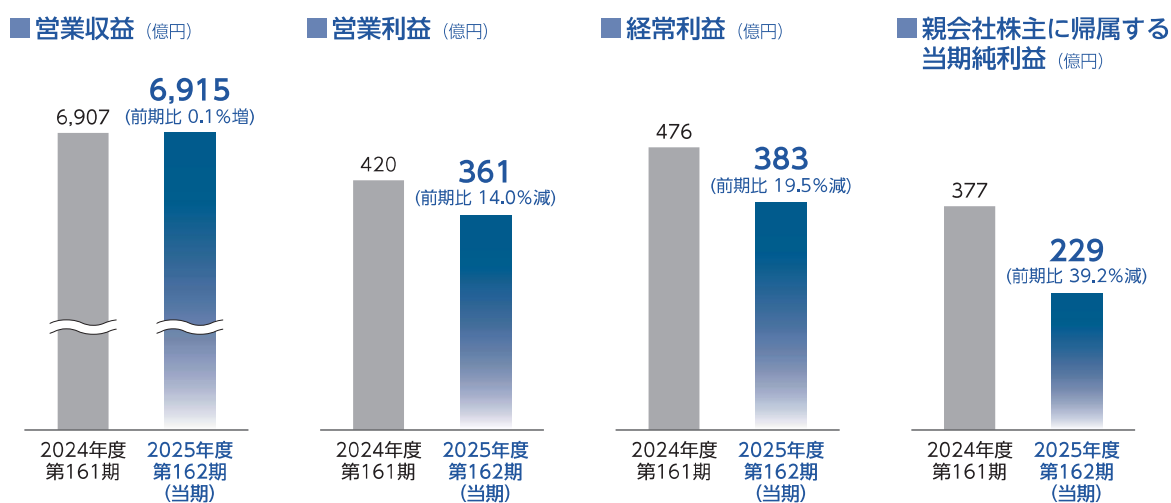
高崎 裕樹

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復が進みました。一方、不安定な国際情勢に伴う資源価格の高騰のほか、継続的な物価上昇により個人消費の回復が力強さを欠くなど、先行きは不透明な状況が続いています。

このような状況のもと、当社グループでは、安全を最優先にした事業運営の継続と積極的な営業活動に努めるとともに、「名鉄グループ中期経営計画（2024年度～2026年度）」に基づく諸施策を推進しました。その結果、鉄軌道輸送人員の増加などにより、全体では僅かに増収となり、営業収益は6,915億8千3百万円（前期比0.1%増）となったものの、営業利益は361億8千5百万円（前期比14.0%減）となりました。また、経常利益は383億6千3百万円（前期比19.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は229億5千4百万円（前期比39.2%減）となりました。



グループの事業別の状況は、以下のとおりです。

交通事業

名古屋鉄道、名鉄グループバスホールディングス、名鉄タクシーホールディングスなど

営業収益は、バス事業において前期に連結子会社化した宮城交通グループの収入が寄与したことに加え、鉄軌道輸送人員の増加などにより1,782億7千2百万円（前期比11.5%増）となり、営業利益は、人件費や減価償却費が増加したものの、増収により218億3百万円（前期比11.2%増）となりました。

（主な取り組み）

鉄軌道事業では、当社は、国や自治体による都市計画事業の一環として、高架化工事を5ヵ所で進め、瀬戸線喜多山駅及び三河線若林駅では、高架への切替えが完了しました。加えて、高架橋柱等の耐震補強、変電所の浸水対策工事の推進や、AI画像解析機能を備えた踏切監視システムの導入拡大など、引き続き安全・安定輸送の確保に取り組みました。



高架化後の若林駅

輸送面では、利便性向上のため通勤型車両を計30両新造したほか、ダイヤ改正の実施により輸送体系の効率化を図りました。



「遊山-yusan-」専用
特別仕様バス「LUVIA」

サービス面では、電話や駅インターホンなどによる各種お問い合わせ窓口としてお客さまサポートセンターを新設したほか、定期乗車券発売及びクレジット決済対応が可能な新型券売機や、精算機能を追加した新型チャージ機の導入を拡大しました。

バス事業では、名鉄グループバスホールディングス㈱と名鉄観光バス㈱は、上質で特別な旅を提案するバスツアーブランド「遊山-yusan-」を立ち上げ、高付加価値商品の提供とバス旅行需要のさらなる開拓に努めました。

また、名鉄バス㈱は、名古屋市の新たな路面公共交通システム「SRT」の受託運行を開始したほか、当社は、エリア版MaaSアプリ「CentX（セントエックス）」において、SRTに関連した機能の拡充やチケットの販売を行うなど、公共交通の利用促進と地域の活性化に取り組みました。

運送事業

名鉄NX運輸、太平洋フェリーなど

営業収益は、トラック事業における貨物取扱量の減少により1,707億5千8百万円（前期比5.2%減）となり、営業損失は、トラック事業の収支悪化により前期に比べ39億8千9百万円収支悪化し77億1千1百万円となりました。

（主な取り組み）

トラック事業では、名鉄NX運輸(株)は、NXグループとの事業統合に伴い、拠点・経営資源を融合させ、輸送効率の改善に取り組みました。そのほか、新たに吹田流通センターを開設し、高付加価値サービスの提供による収益力の強化に努めたほか、特定技能制度を活用したインドネシアからのドライバー採用を開始し、人財基盤の強化を図りました。

不動産事業

名古屋鉄道、名鉄都市開発など

営業収益は、分譲マンション販売の引渡戸数の減少により1,147億7千9百万円（前期比11.0%減）となり、営業利益は、不動産分譲業の減収により135億7千3百万円（前期比28.4%減）となりました。

（主な取り組み）

不動産事業では、名鉄都市開発(株)は、不動産回転型ビジネスの一環として、(株)ザイマックスグループが保有する資産運用会社の株式を取得し、同運用会社が運用を受託する上場リート「ザイマックス・リート投資法人（現：セントラル・リート投資法人）」の共同スポンサーとなることで、名鉄グループとして初めてリート事業に参入しました。



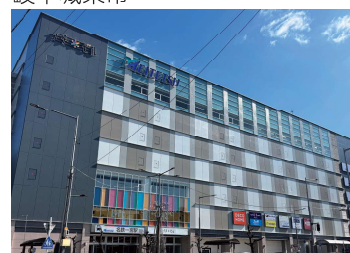
不動産賃貸業では、当社初のPark-PFI(※)事業となる岐阜公園内の観光商業施設「岐阜城楽市」や名鉄一宮駅直結の複合用途施設「イチ＊ビル」を開業し、魅力ある地域づくり・まちづくりを推進しました。また、名鉄都市開発(株)は、物流施設開発事業の第一弾となる「MCD-LOGI 小牧」を開業し、収益力の強化に努めました。

不動産分譲業では、名鉄都市開発(株)は、「メイツ岐阜」や「メイツ園田テラスシティ」(兵庫県尼崎市)の販売を行うなど、分譲マンション開発に取り組みました。

(※)公園施設の設置とその周辺の園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度



岐阜城楽市



イチ＊ビル

レジャー・サービス事業

名鉄ホテルホールディングス、名鉄ミライト、名鉄観光サービスなど

営業収益は、観光需要の回復によるホテル業や観光施設事業を中心とした増収により1,067億7千9百万円(前期比4.0%増)となり、営業利益は、ホテル業や観光施設事業の増益により34億2千9百万円(前期比34.7%増)となりました。

(主な取り組み)

ホテル業では、各ホテルにおいて、インバウンドや国内観光需要を取り込むとともに、需要動向に応じた柔軟な価格設定により、引き続き収益力の向上に努めました。

観光施設事業では、奥飛観光開発(株)は、山岳リゾートとしての段階的な整備を進める新穂高ロープウェイにて、西穂高口駅舎をリニューアルしたほか、(株)名鉄インプレスは、東海エリア初の大型XR(※)エンタテインメント施設「IMMERSIVE JOURNEY (イマーシブジャーニー) 名古屋」を開業し、地域のさらなる魅力向上を図りました。

(※)「VR(仮想現実)」「AR(拡張現実)」「MR(複合現実)」の総称



西穂高口駅屋上展望台
「AlpScape」

流通事業

名鉄百貨店、名鉄協商、名鉄リテールホールディングスなど

営業収益は、百貨店業における名鉄百貨店本店の閉店セールが盛況に推移したことなどもあり696億3千5百万円（前期比0.8%増）となりました。営業損失は、その他物品販売業の収支悪化などにより前期に比べ6億8百万円収支悪化し19億円となりました。

（主な取り組み）

流通事業では、(株)名鉄百貨店は、2026年2月28日をもって「名鉄百貨店本店」の店舗営業を終了しました。

一方で、店舗営業終了後も、引き続き外商のお客さまのほか、新たなお客さまとの接点を強化するため、アートや趣味の逸品などを提案するギャラリー型の拠点「エムズロイヤルギャラリー」を開設し、積極的な営業活動に努めました。なお、当該事業は、2026年3月1日に(株)名鉄生活創研が引き継ぎました。



エムズロイヤルギャラリー

航空関連サービス事業

中日本航空など

営業収益は、ヘリコプター事業や機内食事業での受注増加などにより326億3千5百万円（前期比9.6%増）となり、営業利益は、増収により25億8千3百万円（前期比14.0%増）となりました。

その他事業

名鉄EIエンジニア、名鉄自動車整備、メイテツコムなど

営業収益は、システム関連の受注増加などにより695億8千4百万円（前期比2.4%増）となり、営業利益は、増収により53億4千万円（前期比15.5%増）となりました。

② 対処すべき課題

（１）名鉄グループ中期経営計画

当社は、『地域価値の向上に努め、永く社会に貢献する』という使命のもと、今後も持続的な成長と企業価値の向上を実現していくため、「名鉄グループ経営ビジョン」、「名鉄グループの2040年のありたい姿」、「名鉄グループ中長期経営戦略」とともに、中長期経営戦略の重点テーマに基づく取り組み事項として「名鉄グループ中期経営計画（2024年度～2026年度）」を策定しています。

本中期経営計画に基づき、当社グループは、2030年代以降も持続的な成長を実現していくために、2026年度を最終年度とする本中計策定期間を「成長基盤構築・収益力強化期」と位置付けており、今後の成長に向けた基盤の構築に引き続き取り組むとともに、収益力の早期回復・強化を図り、収益成長の結果として、株主還元を強化していく方針です。

なかでも、前期に損失を計上した運送事業及び流通事業の業績回復・黒字化が喫緊の課題であり、早急に改善を図ってまいります。

■名鉄グループ中長期経営戦略における重点テーマ

- 魅力ある地域づくり・まちづくり
- 公共交通を中心とするモビリティネットワークの実現
- 稼ぐ力の強化・構造改革の推進
- 攻守両立による経営の強靱化
- 人的資本の充実

諸物価の高騰や人手不足の深刻化等が、当社グループを取り巻く事業環境に影響を及ぼしていますが、当社グループはこのような状況下においても、本中期経営計画に定める上記の重点テーマごとの取り組み事項を着実に推進することにより、持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。

（２）名古屋駅地区再開発計画等の見直しについて

当社は、2025年5月に名古屋駅地区再開発計画の共同事業者間における事業化決定を公表し、事業推進に向けた諸施策を進めてまいりました。

そのような中、解体及び新築工事の施工予定者選定において、応募参加者から現計画での解体・新築工事の施工体制の構築が困難であることを理由に、入札辞退届が提出されたことをうけ、当社は、2025年12月に名鉄名古屋駅再整備計画を含む現計画のスケジュール変更及び見直し着手を決定し公表しました。

現段階において、今後のスケジュールは未定としていますが、現計画の見直し検討を速やかに進めるとともに、その方向性等を早期にとりまとめ、2026年度内の公表を目指してまいります。

当社グループは、これまでも、長期スパンで地域価値の向上につながる取り組みを継続して行い、沿線・地域の発展とともに、歴史を積み重ねてまいりました。現下の状況においても、都市としての名古屋の魅力を高めるため、公共交通の利便性向上と魅力ある「まちづくり」・「地域づくり」に取り組むことは、当社グループが果たすべき使命であると認識しています。

今後も、リニア中央新幹線開業をはじめとする「成長機会」や「沿線・地域のポテンシャル」を着実に活かし、持続的な成長と企業価値の向上を実現することにより、沿線・地域の発展と地域価値の向上をリードしてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(ご参考)

■名鉄グループ経営ビジョン

(経営の意思として、名鉄グループが提供したい価値・変革の方向性を示すもの)

私たちは、信頼の源泉となる「安全」を基盤として、「驚き」から「感動」、そして「憧れ」につながる名鉄グループならではの価値を提供し続けます

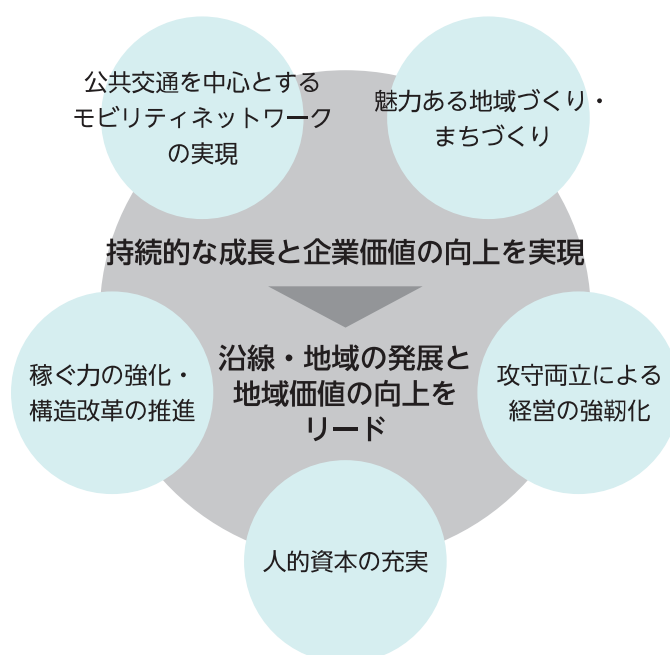
■名鉄グループの2040年のありたい姿

(使命・経営ビジョンを実現するために、中長期的に目指していく方向性)

「地域」を創る、「社会」を支える、そして「まち」を彩る
～リーディングカンパニー～

■名鉄グループ中長期経営戦略

(2040年のありたい姿の実現に向けた戦略)



■名鉄グループ中期経営計画（2024年度～2026年度）

（足元3ヵ年における「名鉄グループ中長期経営戦略」に掲げる重点テーマごとの取り組み事項）

<基本方針>

沿線・地域に国内外から人を呼び込む起爆剤となる「名鉄名古屋駅地区再開発計画」を推進し、2030年代以降も名鉄グループが持続的な成長を実現していくために、本中計策定期間を「成長基盤構築・収益力強化期」と位置付け、今後の成長に向けた基盤の構築に引き続き取り組むとともに、収益力の早期回復・強化を図る。

<中期経営計画における重点テーマごとの取り組み事項>

魅力ある地域づくり・まちづくり

- 名駅再開発の事業着手に向けたプロジェクトの推進
- 名古屋都心・沿線拠点駅の開発事業の推進
- 中部圏の観光魅力の磨き上げと発信

公共交通を中心とするモビリティネットワークの実現

- 地域と連携した交通拠点整備に向けた取り組みの推進
- 最適な交通ネットワーク構築に向けた取り組みの推進
- エリア版MaaS「CentX」の進化および展開の強化
- 安全確保に向けた取り組みのさらなる充実

稼ぐ力の強化・構造改革の推進

- 成長が見込まれる市場・競争力を持つ事業における展開強化
- 高付加価値化・差別化された商品・サービスの提供
- デジタル技術・先進技術等を活用した変革への挑戦
- 外部環境変化に対応した構造改革の推進

攻守両立による経営の強靱化

【財務方針】

資本コストや資本収益性、ならびに財務健全性を意識したうえで、将来の成長に資する設備投資や人的資本への投資、事業ポートフォリオの見直し等の取り組みを推進することにより、適切な経営資源の配分を行い、経営の強靱化を図る。

●重視する経営指標

	2024年度 実績	2025年度 実績	2026年度	
			予想	当初目標
営業利益	420億円	361億円	450億円	500億円
ROE	8.4%	4.8%	8.0%	8%程度
純有利子負債(※) /EBITDA倍率	6.3倍	7.6倍	6.7倍	6倍台

※純有利子負債＝有利子負債－現金・預金・短期有価証券

2026年度の営業利益は、当初500億円を目標としていましたが、運送事業の収益改善の遅れや名古屋駅地区再開発計画の見直しに伴う既存ビルの維持コストの発生等により、当初目標を下回る予想としております。

●株主還元方針（2026年3月期）※2027年3月期以降は変更となります

- ・連結配当性向30%以上を目安とし、安定した配当を維持することを基本とする。
- ・必要に応じて機動的に自己株式取得を実施する。

人的資本の充実

●中長期経営戦略と連動した人事ビジョン・戦略の推進

<ESGに関する取り組み>

当社グループは、サステナビリティを巡る取り組みに関する基本的な方針として、「名鉄グループ サステナビリティ基本方針」を策定するとともに、ESG各分野における社会課題の中から、当社グループのサステナビリティを巡る重要課題（マテリアリティ）を特定しています。

名鉄グループ中期経営計画（2024年度～2026年度）の期間中においては、主に次のような取り組みを進めることにより、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

カーボンニュートラル実現に向けた取り組み

- 省エネ・脱炭素投資の推進
- 情報開示の充実

循環型社会の実現に向けた取り組み

- 資源の有効活用
- 歴史的建造物・文化財の保護
- 環境保全への取り組み

ステークホルダーとの対話の充実にに向けた取り組み

グループガバナンスの強化に向けた取り組み

- グループコンプライアンス体制の強化

なお、こうした取り組みを進めた結果、当社は、ESGの対応に優れた企業を選出する「FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index」(※)の構成銘柄に初めて選定されました。

(※) 業種内でESGの評価が高い日本企業で構成される投資指数。世界最大規模の公的年金基金である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）がESGパッシブ運用のベンチマークとして採用するなど、サステナブル投資のファンドや他の金融商品作成・評価に広く利用されています。

名鉄グループのサステナビリティに関する取り組みの詳細は、当社ホームページ（<https://www.meitetsu.co.jp/sustainability/index.html>）からご確認ください。

③ 設備投資等の状況

当事業年度の当社グループにおける設備投資額は、1,559億8千万円であり、主要なものは次のとおりです。

■ 交通事業

当 社 …………… 通勤型車両30両の導入
知立駅付近などの高架化工事
高架橋柱などの耐震補強工事

■ 不動産事業

当 社 …………… 新一宮駅ビルのリニューアル（イチ＊ビル）
岐阜公園 Park-PFI事業（岐阜城楽市）
名鉄都市開発(株) …… 物流施設「MCD-LOGI 小牧」の建設

④ 資金調達の状況

当社は、短期社債償還資金及び短期借入金返済資金に充当するため、第74回無担保社債（100億円）及び第75回無担保社債（150億円）を発行いたしました。また、社債償還資金に充当するため、第76回無担保社債（100億円）を発行したほか、社債償還資金及び短期社債償還資金に充当するため、第77回無担保社債（100億円）を発行いたしました。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		2022年度 第159期	2023年度 第160期	2024年度 第161期	2025年度 第162期 (当期)
営業収益	(百万円)	551,504	601,121	690,720	691,583
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	18,850	24,400	37,733	22,954
1株当たり当期純利益	(円)	95.91	124.13	192.12	117.05
総資産	(百万円)	1,231,378	1,303,205	1,448,908	1,584,842
純資産	(百万円)	429,089	464,054	498,311	517,225

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第161期の期首から適用したため、第160期の純資産は遡及適用後の数値を記載しております。

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		2022年度 第159期	2023年度 第160期	2024年度 第161期	2025年度 第162期 (当期)
営業収益	(百万円)	90,332	98,025	107,406	111,935
当期純利益	(百万円)	7,270	13,219	20,683	31,607
1株当たり当期純利益	(円)	36.99	67.25	105.30	161.15
総資産	(百万円)	891,295	948,098	1,051,237	1,200,674
純資産	(百万円)	288,616	306,953	315,932	347,927

⑥ 重要な子会社及び企業結合等の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	持株比率（％）	主な事業内容
名鉄都市開発(株)	4,000	100.0（100.0）	不動産分譲業、不動産賃貸業
名鉄協商(株)	720	100.0（100.0）	不動産賃貸業、その他物品販売
中日本航空(株)	120	79.2（79.2）	航空事業
名鉄グループバスホールディングス(株)	100	100.0（100.0）	バス事業
名鉄タクシーホールディングス(株)	100	100.0（100.0）	タクシー事業
(株)名鉄ミライト	100	100.0（100.0）	観光施設事業
(株)名鉄百貨店	100	100.0（100.0）	百貨店業
(株)名鉄リテールホールディングス	100	100.0（100.0）	その他物品販売
(株)名鉄マネジメントサービス	100	100.0（100.0）	その他のサービス業
名鉄E I エンジニア(株)	100	88.9（88.9）	設備保守整備事業
名鉄自動車整備(株)	100	82.0（95.0）	設備保守整備事業
(株)メイテツコム	100	78.5（95.0）	情報処理業
名鉄NX運輸(株)	100	60.0（60.0）	トラック事業
太平洋フェリー(株)	100	57.9（100.0）	海運事業
名鉄観光サービス(株)	100	56.1（100.0）	旅行業
豊橋鉄道(株)	100	52.4（52.4）	鉄軌道事業
名鉄エリアパートナーズ(株)	96	100.0（100.0）	設備保守整備事業
(株)名鉄ホテルホールディングス	50	100.0（100.0）	ホテル業

（注）（ ）内の数字は、当社の子会社の持株を含めた持株比率であります。

その他の重要な企業結合等の状況

（該当する事項はありません。）

⑦ 主要な事業内容等

交通事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
鉄軌道事業	当 社：営業キロ444.2km、駅数276駅、車両数1,090両など 豊橋鉄道(株)：営業キロ23.4km、駅数30駅、車両数46両など
バス事業	名鉄グループバスホールディングス(株)：本社（名古屋市）
タクシー事業	名鉄タクシーホールディングス(株)：第一営業基地（名古屋市）、 タクシー728両、ハイヤー39両など

運送事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
トラック事業	名鉄N X 運輸(株)：江南支店（愛知県）、トラック2,631両など
海運事業	太平洋フェリー(株)：苫小牧港営業所（北海道）、フェリー3隻など

不動産事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
不動産賃貸業	当 社：名鉄バスターミナルビル（名古屋市）など 名鉄都市開発(株)：メイフィス名駅ビル（名古屋市）など 名鉄協商(株)：藤が丘effe（名古屋市）など
不動産分譲業	名鉄都市開発(株)：本社（名古屋市）など
不動産管理業	名鉄ビルサービス(株)：本社（名古屋市）など

レジャー・サービス事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
ホテル業	(株)名鉄ホテルホールディングス：本社（名古屋市）
観光施設事業	(株)名鉄ミライト：名神養老ＳＡ下り店（岐阜県）など (株)名鉄インプレス：日本モンキーパーク（愛知県）など
旅行業	名鉄観光サービス(株)：名古屋中央支店（名古屋市）など

流通事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
百貨店業	(株)名鉄百貨店：本店（名古屋市）など
その他物品販売	名鉄協商(株)：本社営業所（名古屋市）など (株)名鉄リテールホールディングス：本社（名古屋市）

航空関連サービス事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
航空事業	中日本航空(株)：愛知県名古屋飛行場内事業所（愛知県）、 飛行機9機、ヘリコプター59機など

その他の事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
設備保守整備事業	名鉄ＥＩエンジニア(株)：本社営業所（名古屋市）など 名鉄自動車整備(株)：名古屋支店（名古屋市）など 名鉄エリアパートナーズ(株)：本社営業所（名古屋市）など
情報処理業	(株)メイテツコム：本社（名古屋市）など
その他のサービス業	(株)名鉄マネジメントサービス：本社（名古屋市）

⑧ 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
30,637名	△376名

(注) 臨時従業員は含んでおりません。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,096名	53名

(注) 臨時従業員は含んでおりません。

⑨ 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
(株)三菱UFJ銀行	22,473
農林中央金庫	19,219
(株)あいち銀行	17,045
(株)日本政策投資銀行	16,959
(株)りそな銀行	15,282

⑩ その他企業集団の現況に関する重要な事項

(該当する事項はありません。)

2 会社の状況に関する事項

- ① 発行可能株式総数 360,000,000株
- ② 発行済株式の総数 196,700,692株（うち自己株式 547,187株）
- ③ 株主数 102,802名（前期末に比べ 4,041名増加）

④ 大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	19,983	10.19
(株)日本カストディ銀行（信託口）	4,612	2.35
野村 絢	3,581	1.83
日本生命保険（相）	3,538	1.80
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 7 8 1	2,949	1.50
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	2,678	1.37
(株)三菱UFJ銀行	2,457	1.25
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 0 0 1	2,176	1.11
東京海上日動火災保険(株)	2,012	1.03
三井住友海上火災保険(株)	1,863	0.95

（注） 持株比率は、自己株式（547,187株）を除いて計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、中長期的なインセンティブ報酬制度として、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額9,000万円以内とし、この払い込みにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、年60,000株以内としております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	22,416株	6名

⑥ その他株式に関する重要な事項

（該当する事項はありません。）

⑦ 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

（該当する事項はありません。）

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

（該当する事項はありません。）

その他新株予約権等に関する重要な事項

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額
2033年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債に付された新株予約権	2,500個	普通株式 12,185,017株	無償
2034年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債に付された新株予約権	2,500個	普通株式 12,421,743株	無償

⑧ 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
安 藤 隆 司	代 表 取 締 役 会 長		(株)マキタ社外取締役 中部日本放送(株)社外取締役
高 崎 裕 樹	代表取締役社長 社長執行役員		矢作建設工業(株)取締役 中部鉄道協会会長
鈴 木 清 美	代 表 取 締 役 副社長執行役員	地域活性化推進本部長、 名駅再開発事業部総括	
坂 野 公 治	取 締 役 専務執行役員	鉄道事業本部長	中部国際空港連絡鉄道(株)代表取締役副社長
松 下 明	取 締 役 専務執行役員	財務部・総務部・ 法務・コンプライアンス部・ 広報部・文化・CSV推進部・ 秘書室・東京支社総括	(株)名鉄マネジメントサービス代表取締役社長
加 藤 悟 司	取 締 役 常務執行役員	グループ事業部・人事部・ グループ監査部総括	
内 藤 弘 康	取 締 役		リンナイ(株)代表取締役社長 社長執行役員
村 上 晃 彦	取 締 役		豊田通商(株)取締役会長 中部経済同友会代表幹事
高 村 江津子	取 締 役		
奥 村 浩 子	取 締 役		弁護士 (株)はくほくフィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員)
安 達 宗 徳	常 任 監 査 役 (常 勤)		
櫻 井 哲 也	常 任 監 査 役 (常 勤)		
武 藤 浩	監 査 役		
水 野 明 久	監 査 役		中部電力(株)相談役 (株)豊田自動織機社外監査役 (株)三菱UFJ銀行顧問 (株)御園座代表取締役会長 中部日本放送(株)社外監査役 タキヒヨー(株)社外取締役 (株)スズケン社外取締役 (監査等委員)
小笠原 剛	監 査 役		

- (注) 1 取締役 内藤弘康氏、村上晃彦氏、高村江津子氏及び奥村浩子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 武藤浩氏、水野明久氏及び小笠原剛氏は、社外監査役であります。なお、水野明久氏は、2025年6月18日付で中部経済連合会の会長を退任しました。
- 3 社外取締役及び社外監査役の各氏が、業務執行者または社外役員である兼職先と、当社との間に開示すべき関係はありません。
- 4 社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。
- 5 監査役 松下明氏は、2025年6月26日開催の第161回定時株主総会の終結の時をもって辞任しました。
- 6 監査役 櫻井哲也氏は、長年にわたる財務業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 7 2026年4月1日現在、取締役の地位及び担当は次のとおりであります。

	2026年3月31日現在		2026年4月1日現在	
	地 位	担 当	地 位	担 当
安藤 隆司	代表取締役会長		代表取締役会長	
高崎 裕樹	代表取締役社長 社長執行役員		代表取締役社長 社長執行役員	
鈴木 清美	代表取締役 副社長執行役員	地域活性化推進本部長、 名駅再開発事業部総括	代表取締役 副社長執行役員	地域活性化推進本部長、 名駅再開発事業部総括
坂野 公治	取 締 役 専務執行役員	鉄道事業本部長	取 締 役 専務執行役員	鉄道事業本部長
松下 明	取 締 役 専務執行役員	財務部・総務部・ 法務・コンプライアンス部・ 広報部・文化・CSV推進部・ 秘書室・東京支社総括	取 締 役	
加藤 悟司	取 締 役 常務執行役員	グループ事業部・人事部・ グループ監査部総括	取 締 役 専務執行役員	グループ事業部・ 人事部・総務部・ 法務・コンプライアンス部・ 広報部・文化・CSV推進部・ 秘書室・東京支社・ グループ監査部総括
内藤 弘康	取 締 役		取 締 役	
村上 晃彦	取 締 役		取 締 役	
高村 江津子	取 締 役		取 締 役	
奥村 浩子	取 締 役		取 締 役	

8 当社は、執行役員制度を導入しており、2026年4月1日現在、取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

	2026年3月31日現在		2026年4月1日現在	
	地 位	担 当	地 位	担 当
岩切 道郎	グループ執行役員	(名鉄観光サービス㈱ 代表取締役社長)	副社長執行役員	DX・マーケティング部・事業創造部総括
靱山 貢	専務執行役員	地域活性化推進本部副本部長、名駅再開発事業部総括	専務執行役員	名駅再開発事業部総括
鈴木 武	常務執行役員	経営戦略部・事業創造部総括	専務執行役員	経営戦略部・財務部・名駅再開発事業部総括
安藤 直樹	常務執行役員	地域活性化推進本部副本部長、DX・マーケティング部総括		
川津 智典	常務執行役員	財務部長、法務・コンプライアンス部担当	常務執行役員	財務部長、法務・コンプライアンス部担当
福田 衛司	常務執行役員	鉄道事業本部副本部長 兼車両部長 兼お客さまサービス推進部長	常務執行役員	鉄道事業本部副本部長 兼お客さまサービス推進部長
梅村 有輔	執行役員	グループ事業部長、グループ監査部担当	常務執行役員	グループ事業部長、グループ監査部担当
牧野 英紀	執行役員	鉄道事業本部副本部長 兼計画部長	常務執行役員	鉄道事業本部副本部長 兼計画部長
江尾 国博	執行役員	総務部長兼広報部長、文化・CSV推進部担当	執行役員	総務部長兼広報部長、文化・CSV推進部担当
山縣 正明	執行役員	鉄道事業本部副本部長 兼土木部長	執行役員	鉄道事業本部副本部長 兼土木部長
横井 康人	執行役員	DX・マーケティング部長	執行役員	DX・マーケティング部長、事業創造部担当
尾田 和之	執行役員	経営戦略部長	執行役員	経営戦略部長
尾関 謙治			執行役員	地域活性化推進本部副本部長 兼まちづくり推進部長
日比野 博	グループ執行役員	(名鉄都市開発㈱ 代表取締役社長)	グループ執行役員	(名鉄都市開発㈱ 代表取締役社長)
瀧 修一	グループ執行役員	(名鉄グループバスホールディングス㈱ 代表取締役社長)	グループ執行役員	(名鉄グループバスホールディングス㈱ 代表取締役社長)
浅野 丈夫	グループ執行役員	(名鉄タクシーホールディングス㈱ 代表取締役社長)	グループ執行役員	(名鉄タクシーホールディングス㈱ 代表取締役社長)
吉川 拓雄	グループ執行役員	(名鉄NX運輸㈱ 代表取締役社長 社長執行役員)	グループ執行役員	(名鉄NX運輸㈱ 代表取締役社長 社長執行役員)
二神 一	グループ執行役員	(㈱名鉄ホテルホールディングス 代表取締役社長)	グループ執行役員	(㈱名鉄ホテルホールディングス 代表取締役社長)

取締役及び監査役の報酬等

■ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(1) 基本方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、企業価値及び業績の向上並びに株主価値の最大化への貢献意欲を一層高めるとともに、優秀な人材を維持・確保することを目的に、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、構成割合を役位別に決定します。

(2) 報酬の内容

基本報酬は月例の固定報酬とし、各役員の役割及び職責に応じて、その額を決定し、金銭にて支給します。業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業年度ごとに定める業績指標の目標に対する達成度合い等により支給額を決定し、原則として毎年6月に金銭にて支給します。株式報酬は、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することを目的に、役位別に支給額を決定し、原則として毎年8月に当社株式にて支給します。

(3) 個人別の報酬内容の決定方法

報酬額の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会による審議内容を踏まえ、取締役会の決議において決定することとし、取締役会が代表取締役にその決定を一任した場合は、代表取締役が協議により決定します。

上記の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定されたものであり、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた検討を行った上で取締役会に答申しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の構成割合は、当社の事業環境や他社水準に鑑み、適切な割合となるよう設定しており、役位に応じて上位の役位ほど業績等に連動する割合が大きくなります。

また、業績連動報酬に係る評価指標は、経営計画や事業戦略との整合性を図りつつ、バランスよく業績評価を行うため、中期経営計画で掲げている指標のうち、収益性、効率性、財務健全性に関わる指標を採用しており、当事業年度の実績は、連結営業利益は361億8千5百万円、ROEは4.8%、純有利子負債/EBITDA倍率は7.6倍であります。

■ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2022年6月28日開催の第158回定時株主総会において、基本報酬及び業績連動報酬の額を年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額4,000万円以内。ただし、使用人分の給与は含みません。）、その金銭報酬とは別枠で譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額9,000万円以内（社外取締役は支給対象外）と決議されており、決議時の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）であります。

監査役の報酬額は、2012年6月27日開催の第148回定時株主総会において、月額600万円以内と決議されており、決議時の監査役の員数は5名であります。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役の報酬額の決定を代表取締役に一任しております。委任にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその原案について審議を行い、取締役会に答申を行っております。

当事業年度の報酬額は、代表取締役会長 安藤隆司、代表取締役社長社長執行役員 高崎裕樹及び代表取締役副社長執行役員 鈴木清美（地域活性化推進本部長、名駅再開発推進室総括）の協議により決定しております。

なお、代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の職責等の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

■ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬 (株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	294 (32)	198 (32)	58 (一)	37 (一)	12 (5)
監査役 (うち社外監査役)	60 (22)	60 (22)	—	—	6 (3)
合計 (うち社外役員)	355 (54)	259 (54)	58 (一)	37 (一)	18 (8)

(注) 1 上記表の役員の員数には、2025年6月26日開催の第161回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

2 上記表の業績連動報酬の額は、当事業年度における引当金計上額を記載しております。

3 非金銭報酬として、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該報酬の内容は、「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」及び「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。なお、上記表の非金銭報酬（株式報酬）の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額を記載しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害をてん補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員であります。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は、てん補の対象外としております。

社外役員に関する事項

■ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	活動状況
社外取締役	内 藤 弘 康	15回のうち 15回出席	—	企業等の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や指名・報酬諮問委員会において積極的に発言し、業務執行に対する監督・助言のほか、指名・報酬への関与を通じて経営の監督を行うなど、重要な役割を果たしました。
社外取締役	村 上 晃 彦	15回のうち 15回出席	—	企業等の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や指名・報酬諮問委員会において積極的に発言し、業務執行に対する監督・助言のほか、指名・報酬への関与を通じて経営の監督を行うなど、重要な役割を果たしました。
社外取締役	高 村 江津子	15回のうち 15回出席	—	企業等の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や指名・報酬諮問委員会において積極的に発言し、業務執行に対する監督・助言のほか、指名・報酬への関与を通じて経営の監督を行うなど、重要な役割を果たしました。
社外取締役	奥 村 浩 子	12回のうち 12回出席	—	弁護士や企業等の要職で培われた豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や指名・報酬諮問委員会において積極的に発言し、業務執行に対する監督・助言のほか、指名・報酬への関与を通じて経営の監督を行うなど、重要な役割を果たしました。
社外監査役	武 藤 浩	15回のうち 15回出席	8回のうち 8回出席	国土交通省の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や監査役会において広範かつ高度な視点から積極的に発言し、取締役の意思決定の過程や職務執行の監査を行うなど、重要な役割を果たしました。
社外監査役	水 野 明 久	15回のうち 14回出席	8回のうち 7回出席	企業等の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や監査役会において広範かつ高度な視点から積極的に発言し、取締役の意思決定の過程や職務執行の監査を行うなど、重要な役割を果たしました。
社外監査役	小笠原 剛	15回のうち 15回出席	8回のうち 8回出席	企業等の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や監査役会において広範かつ高度な視点から積極的に発言し、取締役の意思決定の過程や職務執行の監査を行うなど、重要な役割を果たしました。

(注) 社外取締役 奥村浩子氏は、2025年6月26日の就任以降の主な活動状況を記載しております。

■ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役の全員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。

⑨ 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

■ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	119百万円
■ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	291百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び英文連結財務諸表の監査に対する監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などの適切性・妥当性について検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合のほか、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任について必要な措置をとることとします。

⑩ 業務の適正を確保するための体制

1 当社の取締役及び使用人等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「名鉄グループ企業倫理基本方針」を制定し、会長、社長は、その精神を継続して役職員に浸透させ、企業活動の基本となる法令・定款の遵守を徹底する。
- (2) 社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、企業倫理担当役員を任命する。企業倫理委員会は、コンプライアンスに関する全社的な取り組みを横断的に統括するとともに、各業務部門にコンプライアンス責任者を配置してコンプライアンス上のリスクを調査・分析し、適切な措置を講じるほか、万一コンプライアンス違反が生じたときは、再発防止策等の必要な対応を行う。
- (3) 「名鉄グループ企業倫理基本方針」に基づく行動指針として「企業倫理行動マニュアル」を制定するとともに、役職員等が内部通報できる企業倫理ヘルプライン（以下「ヘルプライン」という。）を企業倫理担当部署及び弁護士事務所に設置する。
- (4) 企業倫理担当部署は、コンプライアンスに関する役職員研修等を実施するほか、ヘルプラインの通報内容を調査し、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、企業倫理委員会に報告する。
- (5) 内部監査部署は、各部署の法令遵守に関する内部監査を行い、その結果を関係する取締役及び監査役に報告する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するため、「名鉄グループ 財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」を制定し、適切に整備・運用する体制を確立する。
- (7) 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、厳正に対処する。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 次に定めるもののほか、取締役の業務執行に関する事柄を記載した文書または記録された電磁的媒体を法令及び当社規則に定められた年限まで保存する。
 - ア 株主総会議事録
 - イ 取締役会議事録
 - ウ 取締役を最終決裁者とする決裁書または契約書
 - エ 計算書類、会計帳簿等
 - オ その他、当社規則等に定める文書
- (2) 取締役または監査役が前号の文書等の閲覧を求めたときは、常時閲覧できる。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「名鉄グループリスク管理基本方針」を制定し、事業を取り巻くさまざまなリスクを的確に管理していくことを経営の最重要課題の一つとして位置付ける。
- (2) 「名鉄グループリスク管理基本方針」に基づいてリスク管理に関する基本的事項を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践が可能となることを目的として「名鉄グループリスク管理運用規則」を制定する。
- (3) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理担当役員を任命する。また、各業務部門にリスク管理推進責任者を配置する。
- (4) リスク管理推進責任者は、所管する業務・事業に関わるリスク管理を的確に行い、可能な限り、損失発生の未然防止、軽減措置を講ずるとともに、緊急事態発生時には主体的に対応する。
- (5) 重大な危機が発生したときは、対策本部を設置して適切かつ迅速な対応を行い、被害の拡大を防止し、これを最小限に止める措置を講じる。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営環境の変化等に適切かつ迅速に対応できる体制を構築するため、執行役員制度を採用し、業務執行機能の充実・強化を図る。
- (2) 取締役会は、すべての役職員が共有して目標とする「名鉄グループ経営ビジョン」を定め、この浸透を図るとともに、同ビジョンに基づく中期経営計画を策定する。また、取締役会は、每期、この計画に基づく部門別実施計画と予算を策定するが、特に設備投資、新規事業等に関する予算については、中期経営計画への貢献度を基準に優先順位を決定する。
- (3) 取締役会は、各業務部門を所管する取締役及び執行役員の業務内容と職務権限を定める。また、各業務部門を所管する取締役及び執行役員は、中期経営計画における所管部門の目標及び具体的施策を定め、その実現を図る。
- (4) 代表取締役は、取締役及び執行役員に迅速かつ定期的に業績結果を報告させて検証し、計画が達成できないときは、速やかにその要因の分析及び除去・改善策を検討させるとともに、その対応に必要な措置を講じる。
- (5) 時宜に応じた組織の見直し、業務の簡素化及びITの適切な活用を行い、経営の効率化を推進する。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は、グループに関する基本方針・重要事項を決定する。
- (2) 当社のグループ統制関係部署は、「職務分掌」に基づき、それぞれの主管分野について、グループ各社に係る政策の立案及び統制を行う。
- (3) 当社は、「名鉄グループ企業倫理基本方針」に基づき、グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の定着を図るほか、グループ各社にコンプライアンス責任者を配置するとともに、ヘルプラインを設置するなど、業務の適正を確保するための体制を確立する。
- (4) 当社は、「名鉄グループリスク管理基本方針」及び「名鉄グループリスク管理運用規則」に基づき、グループ各社にリスク管理推進責任者を配置するなど、グループ事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践を行うための体制を確立する。
- (5) 当社は、「名鉄グループ関連会社監理規則」に基づき、グループ各社に経営上の重要事項について事前に当社と協議し、または速やかに当社に報告することを求める。
- (6) 当社は、「名鉄グループ 財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」に基づき、グループ各社の財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用するための体制を確立する。
- (7) 当社の内部監査担当部署は、グループ各社の内部管理体制の監査結果を、関係する取締役及び監査役に報告する。

6 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属の使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を複数名配置し、監査役の監査を補助させる。
- (2) 監査役スタッフは、取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない。
- (3) 監査役は、監査役スタッフの人事異動を事前に人事担当取締役から報告を受けるほか、必要ある場合は理由を付してその変更を人事担当取締役に申し入れることができる。また、監査役は、監査役スタッフの人事考課を行う。そのほか、監査役スタッフを懲戒に処する場合には、会社は、あらかじめ監査役にその旨を説明し、意見を求める。

7 当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社の取締役及び執行役員並びにグループ各社の取締役及び監査役は、監査役に次に定める事項を報告する。

- ア 重大な法令・定款違反となる事項
- イ 当社またはグループ各社に著しい損害を与えるおそれのある事項
- ウ 経営状況として重要な事項
- エ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- オ その他、コンプライアンス上重要な事項

(2) 当社及びグループ各社の使用人は、上記ア、イ、オに関する重大な事実を発見した場合、前号の規定に係らず監査役に直接報告することができる。

(3) 当社及びグループ各社の役職員は、監査役に前2号の報告をしたこと、または内部通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

8 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役は、必要に応じ、公認会計士及び弁護士等の外部の専門家に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。

(2) 前号のほか、監査役の職務の執行について臨時的に生じた必要な費用は、当社が負担する。

9 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内の主要な会議に出席することができる。また、監査役と当社の代表取締役との間に定期的な意見交換会を設置する。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1 コンプライアンスに関する取り組み

当社は、「企業倫理委員会規則」に基づき、社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、当事業年度においては4回開催しました。当該委員会は、企業倫理に関する方針や施策の決定、企業倫理ヘルプラインに寄せられた事案の対応状況等を報告・審議し、取締役会に適宜報告しています。また、企業倫理行動マニュアル、コンプライアンスカードの整備や外部講師による経営幹部向けの講演会、企業倫理担当部署による各階層別の研修を通して、コンプライアンス意識の浸透と定着を図るための取り組みを継続的に行っております。

2 リスクマネジメントの実践

当社は、「名鉄グループリスク管理運用規則」及び「リスク管理委員会規則」に基づき、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当事業年度においては2回開催しました。当該委員会は、グループ全体のリスク管理の進捗状況を把握するとともに、その対応策について審議し、取締役会に適宜報告しています。また、「名鉄グループリスク管理運用規則」に基づき、災害時初動対応訓練など、大規模災害を想定した組織横断的な訓練を実施したほか、2025年度には3年に一度となるリスクの棚卸し調査を行い、事業を取り巻くさまざまなリスクの把握と適切な管理に努めております。

3 取締役の職務執行の効率性の確保

当社の取締役会は、「取締役会規則」に基づき、原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、当事業年度においては計15回開催しました。取締役会では、名鉄グループ中期経営計画に基づく部門別実施計画と予算を策定するほか、これを遂行するための取締役及び執行役員の業務分担と職務権限を決定し、効率的な職務の執行を図っています。

4 グループ経営管理の推進

当社は、「名鉄グループ関連会社監理規則」に基づき、グループ各社から事業計画などの重要事項に係る事前協議や決算概況及び業務執行状況に係る報告を受けています。また、内部監査担当部署がグループ各社に対して業務監査を適宜実施し、業務活動の適正化を図っています。さらに、会計・税務・法務などの多岐にわたる重要な経営テーマについて、グループ各社の財務・総務の実務担当者に対して、情報共有や実務対応への指導を行っております。

5 監査役監査の実効性の確保

当社は、監査役の監査の実効性を確保するための体制を整備しており、監査役は、監査計画に基づき、監査役会を定期的に開催し、当事業年度においては8回開催しました。また、取締役会、企業倫理委員会、リスク管理委員会、その他の重要な会議への出席を通して、取締役の職務の執行状況及び経営状況を把握するとともに、内部監査担当部署及び会計監査人から適宜報告を受けています。さらに、名鉄グループ監査役連絡会を開催し、監査業務に係る活動報告や各種勉強会を通して、グループ各社の常勤監査役等との意見交換や情報共有を行っております。

⑫ 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは、交通事業を中心とする各事業を通して、長年にわたり地域の生活基盤の一端を担ってまいりました。

また、これらの事業活動を通して得られたお客様との信頼関係をさらに発展させるべく、企業が存続する限り永く生き続ける内外へのメッセージとして、当社グループの使命を「地域価値の向上に努め、永く社会に貢献する」と定めております。この使命のもと、当社グループが提供したい価値・変革の方向性を示す経営ビジョンを「私たちは、信頼の源泉となる「安全」を基盤として、「驚き」から「感動」、そして「憧れ」につながる名鉄グループならではの価値を提供し続けます」としてしております。

当社では、上記の使命及び経営ビジョンの実現に向けた諸施策を着実に実施することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えておりますが、これを実現するためには、グループ各社が長期的視点に立って安定的な経営を維持し、かつ、一体となって相乗効果を発揮していくことが必要不可欠であります。

以上の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの使命及び経営ビジョンをふまえ、グループ全体の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保・向上していくことに十分な理解を有することが必要であると考えております。

株式の大量買付けに関しましては、それが会社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付け提案についての判断は、最終的には個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するもの、株主の皆様や当社取締役会が株式の大量買付けの条件等について検討し、意見を形成するための十分な時間や情報を提供しないものの存在も想定されます。また、短期の利益を優先し、当社グループの保有資産を切り売りするなど、当社グループの経営基盤を破壊するもの、当社の公益事業者としての役割や鉄道事業の安全の確保に悪影響を及ぼすものなどの存在も否定できません。

当社では、いわゆる「買収防衛策」を現時点で定めてはおりませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、このような当社の企業価値を毀損し、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある株式の大量買付けに対しましては、法令・定款に照らし適切な措置を講じてまいります。

事業報告の附属明細書

第 1 6 2 期

自	2 0 2 5 年	4 月	1 日
至	2 0 2 6 年	3 月	3 1 日

名古屋鉄道株式会社

取締役社長

高 崎 裕 樹

会社役員の業務執行取締役等の重要な兼務状況の明細

区 分	氏 名	兼務先 (完全子会社を除く)	兼務の内容	関 係
取締役	坂野公治	中部国際空港 連絡鉄道(株)	代表取締役副社長	当社は、同社に対する線路使用料の支払等を行っております。

以 上

計 算 書 類

第 1 6 2 期

自	2 0 2 5 年	4 月	1 日
至	2 0 2 6 年	3 月	3 1 日

名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社

取 締 役 社 長

高 崎 裕 樹

貸 借 対 照 表

2026年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	279,500	流 動 負 債	217,663
現 金 及 び 預 金	27,762	短 期 借 入 金	33,085
未 収 運 賃	2,759	短 期 社 債	15,000
未 収 金	4,625	1 年 以 内 償 還 社 債	15,000
未 収 収 益	499	リ ー ス 債 務	40
短 期 貸 付 金	238,378	未 払 金	36,743
貯 蔵 品	4,183	未 払 費 用	2,499
前 払 費 用	304	未 払 法 人 税 等	2,556
その他の流動資産	988	預 り 連 絡 運 賃	1,177
貸 倒 引 当 金	△ 1	預 り 金	279
		前 受 運 賃	5,605
		前 受 金	102,829
		前 受 収 益	511
		賞 与 引 当 金	1,475
		役 員 賞 与 引 当 金	58
		その他の流動負債	800
固 定 資 産	921,174	固 定 負 債	635,084
鉄軌道事業固定資産	370,867	社 債	300,000
開発事業固定資産	153,905	長 期 借 入 金	235,749
各事業関連固定資産	5,534	リ ー ス 債 務	184
建 設 仮 勘 定	144,378	繰 延 税 金 負 債	9,498
投資その他の資産	246,488	再評価に係る繰延税金負債	50,476
関係会社株式	163,441	退 職 給 付 引 当 金	10,900
投資有価証券	81,572	整 理 損 失 引 当 金	339
出 資 金	5	債務保証損失引当金	22,729
長期前払費用	26	預 り 保 証 金	4,145
その他の投資等	1,442	その他の固定負債	1,060
		負 債 合 計	852,747
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	237,103
		資 本 金	101,158
		資 本 剰 余 金	33,646
		資 本 準 備 金	33,646
		利 益 剰 余 金	103,292
		利 益 準 備 金	2,807
		その他利益剰余金	100,484
		繰越利益剰余金	100,484
		自 己 株 式	△ 993
		評価・換算差額等	110,823
		その他有価証券評価差額金	28,167
		土 地 再 評 価 差 額 金	82,655
		純 資 産 合 計	347,927
資 産 合 計	1,200,674	負 債 純 資 産 合 計	1,200,674

損 益 計 算 書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

科 目	金 額	
	百万円	百万円
鉄 軌 道 事 業		
営 業 収 益	99,575	
営 業 費	84,279	
営 業 利 益		15,295
開 発 事 業		
営 業 収 益	12,359	
営 業 費	11,174	
営 業 利 益		1,184
土 地 建 物 事 業		
営 業 収 益	11,284	
営 業 費	9,745	
営 業 利 益		1,539
そ の 他 事 業		
営 業 収 益	1,074	
営 業 費	1,428	
営 業 損 失		354
全 事 業 営 業 収 益	111,935	
全 事 業 営 業 費	95,454	
全 事 業 営 業 利 益		16,480
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,775	
そ の 他 の 収 益	1,086	14,862
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,203	
債務保証損失引当金繰入額	597	
そ の 他 の 費 用	407	5,208
経 常 利 益		26,134
特 別 利 益		
関係会社株式交換益	9,843	
工事負担金等受入額	1,742	
そ の 他 の 特 別 利 益	3,334	14,920
特 別 損 失		
工事負担金等圧縮額	1,500	
固定資産除却損	1,380	
そ の 他 の 特 別 損 失	294	3,176
税 引 前 当 期 純 利 益		37,878
法人税、住民税及び事業税		3,559
法 人 税 等 調 整 額		2,711
当 期 純 利 益		31,607

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計	
当 期 首 残 高	百万円 101,158	百万円 33,646	百万円 -	百万円 33,646	百万円 2,807	百万円 76,403	百万円 79,211	百万円 △ 1,098
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△ 7,549	△ 7,549	△ 7,549
当 期 純 利 益						31,607	31,607	31,607
自 己 株 式 の 取 得								△ 11
自 己 株 式 の 処 分			△ 11	△ 11				115
土地再評価差額金の取崩						33	33	33
その他資本剰余金の 負の残高の振替			11	11		△ 11	△ 11	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	24,080	24,080	104
当 期 末 残 高	101,158	33,646	-	33,646	2,807	100,484	103,292	△ 993

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 20,324	百万円 82,689	百万円 103,014	百万円 315,932
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 7,549
当 期 純 利 益				31,607
自 己 株 式 の 取 得				△ 11
自 己 株 式 の 処 分				104
土地再評価差額金の取崩				33
その他資本剰余金の 負の残高の振替				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,843	△ 33	7,809	7,809
当 期 変 動 額 合 計	7,843	△ 33	7,809	31,994
当 期 末 残 高	28,167	82,655	110,823	347,927

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

貯 蔵 品	総平均法による原価法
	(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 有価証券

満期保有目的の債券	原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他の有価証券	
市場価格がない株式等以外のもの	時価法
	(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)
市場価格がない株式等	移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

鉄軌道事業の車両については定率法、その他については定額法によっております。ただし、鉄軌道事業の構築物のうち取替資産については取替法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における高架化工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けており、これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役(社外取締役を除く)に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 整理損失引当金

今後発生する整理損失に備えるため、損失負担見込相当額を計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込相当額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

鉄軌道事業収益

主に鉄道による旅客輸送サービスから得られる収益であり、当社は運送約款等に基づき、顧客に対して鉄道輸送サービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、旅客の鉄道輸送役務の完了をもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務が充足された時点または履行義務の充足の前の一定時点に前もって受領しております。定期券は有効期間にわたって履行義務が充足されるため、有効開始月から終了月までの期間の経過に伴い収益を認識しております。

7 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たす通貨スワップについては振当処理を採用しており、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、それぞれ採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(会計上の見積りの開示に関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産	674,685 百万円
----------------	-------------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、鉄軌道事業固定資産は単一のグルーピングとして、開発事業固定資産は独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である賃貸物件ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、一定の仮定を設定した将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌期の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額	505,502百万円
2 事業用固定資産	
有形固定資産	523,924百万円
土地	249,423百万円
建物	77,103百万円
構築物	161,526百万円
車両	22,276百万円
その他	13,594百万円
無形固定資産	6,382百万円

3 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務などに対し、保証を行っております。

(株) 名鉄ホテルホールディングス	6,195百万円
名鉄ワールドトランスポート(株) ほか6社	4,193百万円
計	10,388百万円

(注) 上記のほか、当社の完全子会社であり、I Cカード乗車券発行事業及び電子マネーサービス事業を営む(株)エムアイシーとの間に、同社が負担する債務について、包括的に保証する契約を締結しております。

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	241,460百万円
長期金銭債権	634百万円
短期金銭債務	21,209百万円
長期金銭債務	1,850百万円

5 鉄軌道事業固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等の累計額 198,541百万円

6 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行う算出方法を原則とし、一部の土地については同条第4号に定める算出方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日 2002年3月31日

(損益計算書に関する注記)

1 営業収益	111,935百万円
2 営業費	95,454百万円
運送営業費及び売上原価	63,641百万円
販売費及び一般管理費	7,103百万円
諸税	6,101百万円
減価償却費	18,607百万円

3 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	10,970百万円
営業費	13,067百万円
営業取引以外の取引による取引高	40,272百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 547,187 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付、減価償却費、賞与引当金関係の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

(追加情報)

当社は、単体納税制度を適用しておりますが、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなりました。

なお、当事業年度末から、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月21日）を適用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱名鉄マネジメントサービス	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	百万円 48,423	短期貸付金	百万円 238,375
子会社	㈱名鉄ホテルホールディングス	所有 直接 100.0%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	百万円 6,195	債務保証損失引当金 (注3)	百万円 6,266

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額においては純額で表示しております。

(注2) 株式会社名鉄ホテルホールディングスの借入につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。当事業年度末において債務保証損失引当金を6,266百万円計上しております。

(注3) 債務保証額12,462百万円のうち、6,266百万円は引当計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	1,773円75銭
2	1株当たり当期純利益	161円15銭

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類の附属明細書

第 1 6 2 期

自	2 0 2 5 年	4 月	1 日
至	2 0 2 6 年	3 月	3 1 日

名古屋鉄道株式会社

取締役社長

高 崎 裕 樹

会社法第435条第2項に基づく計算書類の附属明細書

	頁
1 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2 引当金の明細	2
3 販売費及び一般管理費の明細	3

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

なお、記載金額が百万円未満の場合は「0」で表示しております。

1 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	土地	211,192	※1 38,283	52 (19)		249,423		249,423
	建物	68,486	※2 14,231	308 (256)	5,305	77,103	143,774	220,878
	構築物	160,327	※3 6,956	232	5,524	161,526	196,361	357,888
	車両	15,893	※4 10,161	53	3,724	22,276	114,114	136,391
	機械装置	6,321	1,046	29	871	6,467	34,845	41,312
	工具・器具・備品	7,075	1,966	9	1,905	7,127	16,405	23,532
	建設仮勘定	119,123	※5 108,119	※6 82,864		144,378		144,378
	計	588,420	180,765	83,550 (275)	17,331	668,302	505,502	1,173,805
無形 固定 資産	営業権	9	5	—	1	14	13	27
	借地権	424	—	—	—	424		424
	電話加入権	21	—	—	—	21		21
	電気ガス利用権	19	5	—	2	22	324	346
	諸施設利用権	383	49	—	44	388	2,285	2,674
	ソフトウェア	3,212	2,557	0	1,164	4,604	11,891	16,495
	連絡通行権	831	135	—	63	903	1,082	1,986
	電気通信利用権	0	—	0	0	—	1	1
	温泉利用権	4	—	—	0	4	65	69
	計	4,907	2,752	0	1,276	6,382	15,664	22,047

※「当期減少額」の()内は内書きで、減損損失の計上額としております。

(注) 当期増減額の主な内容

※1 大手町建物名古屋駅前ビル等

※2 大手町建物名古屋駅前ビル等

※3 知多エリア PTC導入等

※4 鉄道車両新造 30両等

※5 名鉄名古屋駅地区再開発計画、名古屋本線・三河線 知立駅付近鉄道高架化等

※6 大手町建物名古屋駅前ビル、鉄道車両新造 30両等

2 引当金の明細

(単位:百万円)

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	1	1	0	※1 1	1
賞 与 引 当 金	1,492	1,475	1,492	—	1,475
役 員 賞 与 引 当 金	56	58	56	—	58
退 職 給 付 引 当 金	12,255	70	1,425	—	10,900
整 理 損 失 引 当 金	459	—	120	—	339
債 務 保 証 損 失 引 当 金	22,131	3,480	—	※2 2,882	22,729

(注) 1. 計上理由及び額の算定方法

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
役員賞与引当金	取締役(社外取締役を除く)に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
整理損失引当金	今後発生する整理損失に備えるため、損失負担見込相当額を計上しております。
債務保証損失引当金	債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込相当額を計上しております。

2. ※1 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、洗替等によるものであります。

3. ※2 債務保証損失引当金の当期減少額「その他」は、個別引当額の見直しによるものであります。

3 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(人 件 費)		放 送 費	21
役 員 報 酬	360	会 議 費	39
給 料	1,870	旅 費 交 通 費	57
手 当	256	通 信 運 搬 費	71
賞 与	151	交 際 費	24
法 定 福 利 費	507	寄 付 金	118
厚 生 福 利 費	9	諸 会 費	82
退 職 給 付 費 用	150	手 数 料	972
臨 時 雇 賃 金	6	業 務 委 託 料	299
賞 与 引 当 金	1	管 理 委 託 料	50
計	3,314	電 子 計 算 委 託 料	717
		賃 借 料	692
(経 費)		雑 費	133
備 消 品 費	44		
水 道 光 熱 費	29	計	3,789
広 告 費	433	合 計	7,103



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

名古屋鉄道株式会社

第162期

自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
2026年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2026 年 5 月 14 日

名古屋鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

吉 田

秀 樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

稲 垣

吉 登

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

内 田

宏 季

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名古屋鉄道株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名古屋鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026 年 5 月 14 日

名古屋鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	吉 田	秀 樹
-------------------------	-------	-----	-----

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	稲 垣	吉 登
-------------------------	-------	-----	-----

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	内 田	宏 季
-------------------------	-------	-----	-----

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名古屋鉄道株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

ウ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

エ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

エ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

名古屋鉄道株式会社 監査役会



常任監査役（常勤）

安達 宗徳



常任監査役（常勤）

櫻井 哲也



監査役（社外監査役）

武藤 浩



監査役（社外監査役）

水野 明久



監査役（社外監査役）

小笠原 剛

